

第二十七回国会 参議院大蔵委員会議録第五号

昭和三十一年十一月十三日(水曜日)午前十時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 豊田 雅孝君  
理事 西川 甚五郎君  
江田 三郎君  
平林 剛君  
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君  
木暮武太夫君  
堀見 俊二君  
土田国太郎君  
吉米地英俊君  
山本 米治君  
栗山 良夫君  
榎 繁夫君  
杉山 昌作君  
前田 久吉君

國務大臣 前尾繁三郎君  
通商産業大臣 白井 勇君  
政府委員 大蔵政務次官 白井 勇君  
事務局側 常任委員 木村清次郎君  
会専門員

○繼續調査要求の件

○委員長(豊田雅孝君) これより委員  
会を開きます。

租税特別措置法等の一部を改正する  
法律案

設備等輸出為替損失補償法の一部を  
改正する法律案  
以上二案を便宜一括議題といたしま  
して質疑を行います。

○平林剛君 昨日私の質問に対して大  
蔵大臣と通産大臣の答弁が若干の食い  
違いがございました。昨日の理事會に  
おきまして、このことについては、  
あらためて政府の方から説明を求め  
るということになっておりますから、こ  
の機会に通産大臣からその点について  
あらためてはっきりしたお答えを聞  
きし、それをもつて今後の議事を進行  
していただきたい、こう思います。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 実は昨日  
大蔵大臣と同席でなかったので大蔵大  
臣どういふことを言われたかわかりま  
せんが、聞くところによりますと、大  
蔵大臣は輸出所得の特別控除額の相当  
部分を企業内部に留保する行政措置を  
講ずるといふことを強調されたと思  
います。もちろん私はこれが前提となっ  
て、そうして翌期に繰り越しになる、  
あるいは積立金にした場合にそれを買  
易振興に使ってもらいたいということ  
を申し上げたのであります。その場合  
にはあるいはこの商社の資本的支出  
に、あるいは機械の増強とか、そん  
うような面に使われる場合もありま

す。また場合によりましては翌期にお  
いて赤字が出る、それを補てんしなけ  
ればならぬ、こういう場合も起りま  
す。従つて用途をはっきりするわけに  
は参りませんが、輸出振興のために  
使ってもらふということをお願いし上  
げたいわけでありまして、従つてその所得が  
生じた時期におきましては、配当な  
り賞与に出してしまつたのではそれが  
できません。当然私は配当なり賞与に  
しないで、内部に留保して翌期に繰り  
越すということをお願いしてお話した  
のであります。あるいはその点が大蔵  
大臣と話が食い違つておるといふ  
におつたりになったかも知れませんが  
が、それは私は、大蔵大臣のお話を前  
提として、その後はどういふふうに使  
うかといふこと申し上げたのであり  
まして、何らその間食い違ひはないと、  
かように考へております。

○委員長(豊田雅孝君) 別に御発言も  
なければ阿案の質疑は終了したものと  
認めて御異議ありませんか。

○委員長(豊田雅孝君) さように決  
します。

まず、租税特別措置法等の一部を改  
正する法律案について討論に入りま  
す。御意見のある方は賛否を明らかに  
して御発言をお願いします。

○平林剛君 私は租税特別措置法等の  
一部を改正する法律案に対し、社会党  
を代表して若干の要望意見を付し賛成  
をいたします。

申し上げますと、第一には、政府の輸  
出振興政策において今日までの質疑応  
答の中ではその根本策に見るべきもの  
がなく、その施策を租税特別措置法に  
よる輸出所得の特別控除制度にたより  
すぎている傾向があるという点であり  
ます。しかも輸出所得の特別控除制度  
が創設されてから、この法律案を  
含めて、すでに百億円を超える減収に  
なるのであります。それだけ輸出振  
興のために租税の原則を破つて多額の  
犠牲を容認しておられるにもかかわらず、  
この犠牲が果して輸出振興のために正  
当に役立っているかどうかという確証  
はなく、また納得できるような資料の  
提出もなかったことは、今日の税制の  
一般的要望である課税の公平原則と照  
し合せてみまして、今後慎重な検討を  
加える必要があると思つてありま  
す。またこの輸出振興措置が八月から  
実施をされていふという点は大へん疑  
問がありまして、税法上の取扱いから  
見ても、さかのほつて減税をするとい  
う措置は異例なことで、今後の悪例と  
なるおそれがあると思つてありま  
す。特に今回の措置は、最近における国  
際收支の悪化に対する臨時措置の一環  
として検討されたものであることは明  
らかなことであります。一般の国民  
は、政府の積極政策の破綻から、税制  
においてもさらに二十数億円の減収を  
余儀なくされたことになりまして、こ  
の意味からも政府の責任は追及されな  
ければならないと思つてあります。

また議院に対しても、政府の窮余の策

である臨時措置を八月実施、そのま  
まことに遺憾なことでありまして、本  
来であれば法律案成立と同時に施行さ  
れるというのが建前でなければならぬ  
と思つてあります。

このような批判はございますが、社  
会党としては、この際、臨時の輸出振  
興の措置として了承し、これに対して  
賛成をするのであります。ただし政  
府は、第一に、昭和二十八年創設の輸  
出所得の特別控除制度が輸出振興のた  
めに的確に役立っているかを否かを責任  
をもつて把握することに努めること。  
第二に、右の調査が国民の納得する結  
論のない限り、この法律の提案説明に  
あるように、あくまで臨時の輸出振興  
措置であり、それまでに政府は根本的  
な輸出振興政策を樹立すべきである。  
この二つの要望意見を付しまして私ど  
もこの意見といふ次第であります。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言も  
なければ、討論は終了したものと認  
め、これより採決に入ります。

租税特別措置法等の一部を改正する  
法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致であ  
ります。よつて本案は可決すべきもの  
と決定いたしました。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等  
輸出為替損失補償法の一部を改正する  
法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もなければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対する諸般の手續等は先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。

それから委員会の報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- |       |       |
|-------|-------|
| 西川甚五郎 | 江田 三郎 |
| 平林 剛  | 天坊 裕彦 |
| 青木 一男 | 木暮武太夫 |
| 塩見 俊二 | 土田国太郎 |
| 吉米地英俊 | 山本 米治 |
| 栗山 良夫 | 榊 繁夫  |
| 杉山 昌作 | 前田 久吉 |

○委員長(豊田雅孝君) 次に、継続審査及び継続調査要求に關しましてお諮りいたします。

去る十一日理事会におきまして、目下本委員会において審査中の接取貴金屬等の処理に關する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案の二法案、及び調査中の租税及び金融等に關する調査について、いずれも閉会中に継続して審査調査を行うことといたしまして、本院規則第五十三条によつて議長に対して継続審査要求及び継続調査要

求書を提出することに申し合わせたのでありますが、本件を理事会申し合せ通り決することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。よつてさように決しました。

なお、右要求書の内容手續等につきましては先例により委員長に御一任願いたいと存じます。速記中止。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記開始。本日はこれにて散会いたします。午前十時五十九分散会